

大鰐町告示第110号

下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月14日

大鰐町長 山 田 年 伸

1 売却物件一覧表

物件 番号	所在地	地目	面積(㎡)	最低売却価格 (円)	備 考
1	南津軽郡大鰐町大字 長峰字下川原7番3	宅地	308.75	2,286,954	旧町営住宅跡地

※物件の内容については、物件調書等を参照してください。

2 入札参加資格

一般競争入札は、次のいずれかに該当する方を除き、個人、法人を問わず参加することができます。

- 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 市町村税の滞納がない者
- 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ・ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ・ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ・ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ・ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ・ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - ・ これらに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
 - なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいいます。
 - ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。
 - ・ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。
 - ・ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - ・ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - ・ 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

3 入札の参加方法

入札の参加にあたっては、「入札心得書」を十分およみください。申込み方法に記載のとおり入札前に申込みいただいた上で参加することができます。

4 現地確認

購入希望者は、必ず入札前に現地の確認をしてください。

なお、現地見学会については実施しませんので各自現地に赴いてください。

5 質疑について

入札物件の質疑については大鰐町企画観光課で回答します。

6 申込受付

大鰐町役場企画観光課管財係へ郵送又は持参により、受付期間内に申込みしてください。

受付期間：令和7年7月14日（月）～令和7年8月8日（金）

土曜、日曜、祝日を除く（郵送の場合は、受付最終日必着とする）

受付時間：午前8時15分から午後5時まで

※上記の受付期間中に申込みがない場合や入札が不調に終わった場合は、次月以降に再募集いたします。

7 申込書類

（個人が申込みの場合）

- ①一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書用紙（様式1）
- ②身分証明書
- ③印鑑証明書
- ④納税証明書（直近1年分の市町村税）
- ⑤委任状（様式4）※代理人が入札する場合

（法人が申込みの場合）

- ①一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書用紙（様式1）
- ②役員等一覧（様式2）
- ③現在事項証明書（登記簿謄本）
- ④印鑑証明書
- ⑤納税証明書（直近1年分の市町村税）
- ⑥委任状（様式4）※代理人が入札する場合

※申込書及び委任状以外の書類については、コピーでもかまいません。

※各種証明書は発行後3カ月以内のものとしします。

8 申込先

〒038-0211 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町企画観光課 管財係

TEL：0172-55-6561（内線223・234）

FAX：0172-47-6742

9 入札・開札日時

入札・開札日時等については、申込者に別途通知いたします。

10 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が町の定める最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。ただし、落札となるべき入札をした者についての入札参加資格が確定していない場合には、落札者の決定を留保し、入札参加資格が確定した後、落札者を決定します。

11 入札方法等

- ・ 「入札書」に必要事項を記載・押印し、「入札書提出用封筒」に入れて投函してください。
- ・ 入札には、交付された入札関係書類を使用してください。
- ・ 入札書等の押印漏れや金額の誤記のないよう注意してください。
- ・ 使用印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）を使用してください。
- ・ 入札受付期間内に到着しない入札は受付できませんので、あらかじめ余裕をもって提出してください。
- ・ 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ・ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札書には、契約希望金額を記載してください。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・ 入札の参加資格のない者がした入札
- ・ 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- ・ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- ・ 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- ・ 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるもののした入札
- ・ 入札受付締切日までに入札関係書類が到達しない入札
- ・ 入札関係書類に虚偽の記載がある入札
- ・ 最低売却価格に達しない入札
- ・ その他入札条件に違反した入札

13 契約の締結日等

(1) 契約の説明

落札者決定後には、落札者に対して契約手続の説明を行い、必要な書類を交付します。

(2) 契約の締結

○ 契約の締結期限

落札者は、落札決定の日から7日以内に、別記町有財産売買契約書により、町と売買契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結しない場合は、落札は効力を失い、入札保証金は町に帰属します。

○ 契約保証金の納付

契約を締結する際には、売買代金の100分の5以上の契約保証金をお支払いいただきます。なお、納付済の入札保証金は契約保証金に充当することができます。

○ 費用の負担

契約書に貼付する収入印紙など、契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

14 売買代金の支払方法

(1) 売買代金

売買代金は、契約を締結した日から30日以内に納付しなければなりません。納付の際に、契約保証金を売買代金に充当する場合には、売買代金と契約保証金の差額を納付することになります。なお、期限までに売買代金の納付がなく、売買契約が解除となった場合は、契約保証金は町に帰属します。なお、期限日が休日の場合、納付期限はその前平日までとします。

(2) 登録免許税等

移転登記に係る登録免許税や住所証明書などの登記に要する費用は、買受者の負担となります。登録免許税は、登記申請時までに納付してください。

15 所有権の移転等

(1) 売買物件の所有権

売買物件の所有権は、売買代金及び登録免許税全額の支払が完了した時に移転するものとし、所有権が移転した時に売買物件の引渡しが行なわれたものとします。

(2) 所有権の移転登記

所有権の移転登記は、売買代金及び登録免許税全額の支払が完了した後、買受者からの請求により町が手続きします。